

衆議院 第二百一回国会 財務金融委員会 議録 第十三号

令和二年四月二十八日(火曜日)

午後四時十五分開議

出席委員

- 委員長 田中 良生君
- 理事 あかま二郎君
- 理事 うへの賢二郎君
- 理事 藤丸 敏君
- 理事 古本伸一郎君
- 理事 穴見 陽一君
- 理事 今枝宗一郎君
- 理事 小泉 龍司君
- 理事 國場幸之助君
- 理事 田野瀬太道君
- 理事 辻 清人君
- 理事 牧島かれん君
- 理事 宗清 皇一君
- 理事 山田 美樹君
- 理事 海江田万里君
- 理事 櫻井 周君
- 理事 野田 佳彦君
- 理事 森田 俊和君
- 理事 清水 忠史君
- 理事 美延 映夫君

- 理事 井林 辰憲君
- 理事 津島 淳君
- 理事 末松 義規君
- 理事 伊佐 進一君
- 理事 井上 貴博君
- 理事 勝俣 孝明君
- 理事 高村 正大君
- 理事 鈴木 隼人君
- 理事 武井 俊輔君
- 理事 古川 須久君
- 理事 宮澤 博行君
- 理事 山田 賢司君
- 理事 青山 大人君
- 理事 岸本 周平君
- 理事 階 猛君
- 理事 日吉 雄太君
- 理事 石井 啓一君
- 理事 青山 雅幸君

- 財務大臣 麻生 太郎君
- 財務大臣政務官 井上 貴博君
- 厚生労働大臣政務官 自見はなこ君
- 政府参考人 茨木 秀行君
- (内閣府大臣官房審議官) 藤原 朋子君
- (内閣府子ども・子育て本部審議官) 森 源二君
- (総務省大臣官房審議官)

- 政府参考人 稲岡 伸哉君
- (総務省大臣官房審議官) 赤松 俊彦君
- 政府参考人 矢野 康治君
- (財務省主税局長) 田島 淳志君
- 政府参考人 渡邊 政嘉君
- (国税庁次長) 美濃 芳郎君
- 政府参考人 齋藤 育子君
- (中小企業庁経営支援部長) 黒田 東彦君
- 政府参考人 齋藤 育子君
- (国土交通省大臣官房審議官) 齋藤 育子君
- 政府参考人 齋藤 育子君
- (日本銀行総裁) 齋藤 育子君
- 財務金融委員会専門員

- 委員の異動
- 四月二十八日 補欠選任 森田 俊和君
- 同日 補欠選任 青山 大人君
- 同日 補欠選任 森田 俊和君
- 同日 補欠選任 森田 俊和君

四月二十七日
新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律案 (内閣提出第五四号)

四月二十四日
金融庁における金融円滑化法・通称(モラトリウム法)時限立法の復活を強く求める意見書(沖縄県石垣市議会(第一五五二号))

所得税法の見直しを求める意見書(北海道倶知安町議会(第一五五三号))

所得税法第五十六条の廃止を求める意見書(和歌山県紀の川市議会(第一五五四号))

所得税法第五十六条の廃止を求める意見書(和歌山県高野町議会(第一五五五号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件
新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律案 (内閣提出第五四号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。財務大臣麻生太郎君。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律案 (本号末尾に掲載)

○麻生国務大臣 たいま議題となりました新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明いたします。

政府は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置による影響を緩和する観点から、所要の措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症等の影響により多数の事業者において収入が急減しているという状況を踏まえ、納税の猶予制度の特例を設けることといたしております。

このほか、欠損金の繰戻しによる還付の特例、文化芸術・スポーツイベントの中止等に係る寄附金控除の特例、住宅ローン控除の適用要件の弾力化などの措置を講ずることとしております。

これらは、さきに決定されました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に盛り込まれた事項のうち、税制上の措置を実施するためのものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○田中委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○田中委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本銀行総裁黒田東彦君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として内閣府大臣官房審議官茨木秀行君、子ども・子育て本部審議官藤原朋子君、総務省大臣官房審議官森源二君、大臣官房審議官稲岡伸哉君、自治庁局長赤松俊彦君、財務省主税局長矢野康治君、国税庁次長田島淳志君、中小企業庁経営支援部長渡邊政嘉君、国土交通省大臣官房審議官美濃芳郎君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、

みると、それをどういふふうに使つかということ、これは当然ちゃんと雇用維持のために使つてもらわなきゃいけない。

それから、中小の企業も全く現預金がないわけではなくて、いろいろなデータがありますけれども、中小企業でも大体一・五カ月分ぐらいは現預金があるわけですよ。ところが、その一・五カ月の現預金があつたつて、売上げが全く、それこそ瞬時に蒸発をしてみました。固定費の方はそのままかかる。それから、今回の手当てにありますが、公租公課の部分の納付を延期しようとか、いろいろな手だてをとりませんが、そういうことをやる。あるいは、売上げがなくなつても、仕入れがなくなりなつて頑張つてもつのは三カ月ぐらいはなわけですね。

それは、今回のこのコロナウイルスの危機、安倍さんの、さつきお話をした全国への緊急事態宣言というのは四月の七日ですけれども、東京都はもう少し早い段階から自粛を申合せをしていて、要請をしていて、三月の二十、二十一か、あの連休のときでみんなが外に出たので、その後、三月の末からやりましたから、だから、三月から考えると、三、四、五ぐらいですね、この五月までなら何とかもつんですよ。

だけれども、これが六月になる、七月になる、八月になるといふことになる、本当に中小企業が、もう既に倒れ始めていますけれども、またはた倒れることになりましますから、何としてもやはり五月中に、あるいは遅くとも六月の初めぐらいまでに、きょうこれから決めるものも措置が、実際に事業者あるいは個人に対して現金が行くようにしなきゃいけない、私はそういうふうにご考えております。

その上で、今回、きょう決めようとしております幾つかの支援がございますが、まず特別定額給付金については、これは一部の自治体ではもう既に、千葉の市川市ですかね、いつでも申告を受け付けられるような手はずをしていると。だけれども、

も、その申込書を、ネットにしる、それから郵送にして、送ってくるためには、この予算が通つて、そして請求書という申告書を送らなければいけないわけですから。

だから、いつごろから申告の受け付けが始まつて、いつごろまでにこれが支払いができるのかというところを、これはまず今言った特別定額給付金、それからあと、維持ですね、経産省がやっております持続のための給付金、それからもう一つが雇用の維持のための雇用調整助成金、この三つについて、それぞれ、いつごろから申込みが始まつて、そしていつまでに実際に事業者なり個人なりに現金が届くのかということをお教えいただきたいと思ひます。

手短で結構ですから、どうぞ。

○森政府参考人 特別定額給付金でございますが、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うという給付金の趣旨に鑑みまして、早い地方団体においては、五月中のできるだけ早い時期を目標に給付を開始していただくことなるように準備を進めておるところでございます。

申請受け付けの開始時期につきましては、あくまで市区町村の判断によるものでございまして、市区町村の規模や体制などによりまして開始時期に違いが生じることが想定されますけれども、一日でも早く給付金を皆様にお届けする観点から、準備ができた市区町村から送付していただくことが望ましいというふうにご考えております。

一日でも早く給付金を皆様にお届けできるよう、総務省としても、市区町村を支援することにも、システムベンダーや金融機関に働きかけておりまして、五月一日にも給付を開始できるよう準備を進めている自治体もあるというふうにご聞いておるところでございます。

○渡邊政府参考人 お答えいたします。

補正予算の成立を前提としたものではございませんけれども、昨日二十七日に、事業者の方が事前準備に着手できるよう、申請手続の詳細を既に経済産業省のホームページで公開したところをご

います。

今後、補正予算成立の翌日から直ちに申請受け付けを開始することとしており、早ければ五月の八日も事業者へ給付を開始できることを目指し、スピード感を持って対応してまいります。

○自見大臣政務官 お答えいたします。

雇用調整助成金につきましては、申請書類等の記載事項の半減、計画書の事後提出の許可など申請手続の簡素化を現在実施しているところでございますが、労働局、ハローワークの人員体制の大幅の拡充も行っております。そのことなどによりまして、支給の期間の迅速化を、今までは二カ月、そして今日指しておりますのが一カ月、そして更に二週間をめどということで取組をさせていただきます。

このような取組を進めまして、事業主の方々が、一回目の休業手当の支払いを仮に四月の二十五日といたしました場合に、二回目の休業手当の支払いを五月二十五日といたしました場合には、その二回目の休業手当の支払いを実施するに当たつて、一回目の休業の際に支給された雇用調整助成金も原資として活用していただければ、支給の迅速化に取り組んでまいりたいと考えております。

○海江田委員 それぞれの皆さんに重ねて申し上げますけれども、本当に、連休ということになるわけですけれども、もう言われなくてもやつておると思ひますけれども、本当に御苦労さまでございまして、連休返上でやつていただけて、そしてやはり五月中には全てが行き渡るように、これはぜひお願いをしたいと思ひます。

それから自見大臣も、政務官ですね、自見さんというとお父様を思い出しますので、すぐ自見大臣というあれになつてしまひますが、雇用調整金も、企業はかなり期待しているんですね。だけれども、そこで、現場で一番今問題になつていのは、きょうも予算委員会を出てしまひましたけれども、社労士の方の連帯保証という話ですから、あれ、実際私見してみましたが、やはりあれ

じや二の足を踏んじやいますよ。これまでもつき合ひのあるところはいいんですけれども、そうでなく、何とか助けてください、そのためには社労士の方の書類作成と判が必要だ、よく読むとそこに連帯保証とある。

少なくとも、まずやはりそれをなくして、そして受け付けをやつて、その後いろいろ問題が出てきたらそのときはそのときで考えればいいので、これはぜひ政務が頑張るときですから、自見さん、頑張つていただけて、これは社労士の、もうそんなのなくていい、あの一枚はもう取つちやう。とにかく早く申し込んで、五月の二十五日、ぎりぎりですけれども、だけれどもここで何とかなれば、さつき言つた五月中に企業に、あるいは個人にお金が入つてくるということですから、ぜひお願いをしたいと思ひます。

麻生大臣も、ぜひそれを、副総理でありますから、全体を、本当は、私は前回も言ひましたけれども、リーマン・ショックのときの最高指揮官だつたわけですから、その経験を生かしてもつと前に出てもいいのではないだろうかと思ひますが、ぜひ内閣全体で、やはりそういう形で、五月中にまず手元にお金が入つてくるという形にしたいだきたいと思ひます。

さて、その手元に入つてくるお金のことでありますが、ちよつと一部に誤解というか、あるいは説明の仕方がまずいのか、特別定額給付金については、これは非課税だ、きょうまさにこの法律の中で議論をするわけですけれども、これは非課税だ。ああ、よかつたねという人たちが多いと思ひますが、それ以外の給付金については、同じ給付金ということですから、交付金とは違ひます、同じ給付金という名前がついていても、例えば経産省の持続化給付金などは、これは非課税ではありませんよ。非課税ではありませんよという、すぐ、じゃ、課税なんですかというようにみんな誤解しちやうんです。

せつかく、こういう緊急のお金で、しかも痛んでいるところに税金が来るわけですけれども、そ

れが非課税でないのなら課税だというふうな勘違いする人がいるので、そこはぜひはっきりと、非課税ではないけれども、こういう税務申告になりますよということを国税の方からはっきり説明をしていただきたいと思えます。わかるようにお願いします。

○矢野政府参考人 お答えを申し上げます。

持続化給付金につきましては、事業に関して支給されるというものでございますので、税務上は事業者の収入に当たるといふことに相なります。これは、今委員御指摘のとおり、給付金を事業収入として申告する必要があるという意味では、ございますけれども、あえてはつきり申し上げますと、給付金の額から税額があらかじめ天引きされるというふうな筋合いのものではないと思えます。また、現下の情勢に鑑みますと、多くの事業者の方々は、売上げの減少などによって、持続化給付金を受けてもなお赤字になるという残念な状況にあると考えられますので、そういった場合には課税は当然生じないということになります。そのことにつきまして、今委員から御指摘がありましたように、誤解がないようにきちんと説明をしてまいりたいと思えます。

○海江田委員 今で大方おわかりになったと思えますけれども、結局、非課税じゃないから課税で、もらったところで、何か納税の義務が生じるというものではない、結果的にそれは経費になりますから、売上げがすごく減っちゃって、経費もあって利益がそんなに出るはずもないわけでありまして、ほとんど税金を払わないで済むんだよという、その最後のところまでしっかりと話をしていた方がいいと思えます。

それから、今回のこの特別措置法、臨時特例に関する法律案の中で、給付金の給付を受ける権利は、国税徴収法の定める国税の滞納処分により差押えをすることができないということがありまして、差押えされませんよと。それからあと、これは地方税も恐らくこれ当たると思えます。それから、今同時に開かれております総務委員会、

その他の差押えに対しても、今度の給付金は差押えができないようにしようという法律、これは全会一致で通ると思えますから、そのことを金融庁はぜひ、これは金融機関の口座に振り込まれるわけですから、事情がわからない人が来て、事情のわからない金融機関が差押えをやっちゃったんというところはよめないと思えますけれども、このお金というのは差押えはだめなんだよということをはっきり、これは各金融機関、民間の金融機関に周知徹底をしていただきたいと思えます。

金融庁、どうですか。

○麻生国務大臣 御指摘のような問題という課題があることは認識をいたしておるんですが、金融庁では、これまで金融機関に対し、事業者また個人の債務の返済猶予の、いわゆるほかに返済変更の条件等々、どうやって対応するかという、資金繰り支援についていろいろ要請を行っておりますが、こうした要請を踏まえまして、例えば今言われました特別給付金につきましても、いわゆる債務をしておられる方と十分に認識を共有することなく、一方的に既往債務の返済に充てられる、いわゆる取立てですな、といったようなことが起きないように、金融庁として、金融機関が債務者の状況を踏まえて適切な対応をとるように、これはしっかりと注視してまいらなにかめところだと思っております。

○海江田委員 それで、この特別定額給付金ですが、麻生大臣は、最初からとにかく手挙げだ手挙げだということを言っていて、自分もわらないよというふうな言い方をされていきます。それから、自民党の皆さん方も、これは党で、全体で決めたのかどうかかわりませんが、もらいませんよという話でございます。それも一つの考え方だろうと思えますけれども、私は、私個人、それからあと私の党でも今議論しているところでありまして、それでも、やはり一回もらって、だけれども、それをちゃんとしかるべきところに寄附をするというのが一番いいんじゃないだろうか。何か、特別給付金で、もらうものとかいいたく

ものとかいう考えがあるわけですが、だけれども、そうじゃなくて、もともとは国民の納めた税金ですから、その国民の納めた税金が、今回のような危機的状況で、一人十万円なら十万円入ってくるわけですから、今度自分、自分の意思でもって、今一番足りないところ、今一番困っているのはごなんだろうかと、今一そこで、そこに寄附をするということの方が、筋からいえば私は正しいのではないだろうかというふうな思いますが、ただ、政治家の場合、やはり政治資金規正法でもって、寄附が、やっちゃだめだという規定があるわけですね。

あれもなかなかわかりにくくて、例えば、私なんか東京一区ですから、東京一区の選挙区はだめだけれども、同時に、比例重複でもって東京都全体の名簿にも載るわけですね。その場合、じゃ、東京都全体がだめなのか、あるいは、参議院の方たちでいえば、参議院の全国比例の人たちは日本全国どこでもだめなのか、こういうふうなこともありますから、寄附ができる、別に寄附の見返りを求めているということでは全然ないですよ。寄附金控除を受けようなんというふうなつもりじゃないんですよ。寄附金控除とは別に、できること、できないところ、これをぜひ政治資金規正法との関係で教えていただきたいと思えます。

○赤松政府参考人 お答えを申し上げます。公職にある者を含みます公職の候補者等の寄附の制限につきましては、御指摘のように、政治資金規正法と公職選挙法に規定をされておるところでございます。

まず、政治資金規正法においては、個人のする政治活動に関する寄附にございまして、各年でも、政党及び政治資金団体に對しては、各年中において総額二千万円の総枠制限の範囲内、政党及び政治資金団体以外の政治団体や公職の候補者に対しては、各年中において総額一千万円の総枠制限の範囲内、かつ、同一の者に対して、各年中において百五十万円の個別制限の範囲内で

寄附をすることができるといふふうな規定をされておるところでございます。

一般論として申し上げますと、政治資金規正法においては、寄附の対象団体が政治団体に該当しない場合につきましては、当該団体に對する寄附に對しての特段の制限規定は置かれていないところでございます。

一方、公職選挙法における寄附の禁止規定について申し上げますと、公職の候補者が寄附を行う場合につきましては、百九十九条の二、一項におきまして、公職の候補者は、当該選挙区内にある者、これは自然人だけでなしに団体も含まれるわけでございますけれども、一定の例外を除きまして、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならないというふうな規定をされておるところでございます。

いずれにいたしましても、個別の事案が政治資金規正法、公職選挙法の規定に該当するか否かにございましては、具体的事実に基づいて判断されるべきものと考えておるところでございます。

○海江田委員 もう時間もありませんので、確認ですが、先ほど、私、政治資金規正法といたしましたが、公職選挙法でいって、とにかく、私なんかだったら東京都にある団体はだめだし、それからあと参議院の全国区は日本全国どこでもだめですよということになっちゃうわけですね、これ。うなずいておられましたから、そうですか。ただ、政党には寄附できますから、政党がどこかへやることは別に構わないということだろうと思えます。

いずれにしても、これは、やはり、申しわけないけれども、与党の皆さん方は、皆さんの方針転換によっておくれたことは確かなんです、ここで、それをもうとやかく言わないけれども、事実は事実として受けとめて、やはり与党というのは、政府に対して、内閣に対してはちゃんと、とにかく早く、五月いっぱいには少なくとも、少しはこぼれる、島嶼の方とか、ど

ここで少しはこぼれる方たちがいても、日本全国の個人と事業者にはちゃんとお金が、現金が届くよということを目指し、皆さん置かれているそれぞれのお立場で、そういうことで努力をしていただきたい。

麻生財務大臣には、ぜひそういうことで、内閣全体もこれは督促をしていただきたい。

それから、公務員の皆さん方は本当に大変お疲れさまだと思います。その御苦労は重々わかっておりますが、どうぞ国民のために、こういうときだからこそ国民のために汗をかいてください。お願い申し上げます。

○田中委員長 次は、青山大人君。

○青山(大)委員 きょうは、貴重な時間をいただき、ありがとうございます。

恐らく、与野党問わず、ここにいる全議員の皆様たちが、新型コロナウイルスの感染拡大で多大な影響を受けている中小企業、小規模事業者の皆様への悲痛な声を多分聞いています。もちろん、麻生大臣も同じだと思います。

多い相談として、やはり資金繰り、そして次に雇用調整助成金の要件緩和や申請の簡略化、先ほど海江田委員の方からも、社会保険労務士の連帯責任の件も出ました。そういったこと、相談が多いです。経営者の皆様たちは、借入れ、借金をしてでも何とか雇用を守っていききたい、そういう方たちが圧倒的に多いです。そういう方たちの思いに応えていくのが政治の使命だと思います。

日本政策金融公庫の皆様も、現場で非常に頑張っておられます。ただ、経営者側からすると、この新型コロナウイルス以前に、例えば公庫で融資を申し込んだけれども、残念ながら蹴られてしまったことがある、今回も、相談に行ってもやはり蹴られてしまうんじゃないか、そんなことで不安です。麻生大臣のような優秀な経営者ばかりではありません。お金を借りるのは本当に大変なことだと思います。私も、だめな経営者ですから、数年前に、七百万円借りようと思って銀行で借りられ

なかったことがございます。

ただ、今回は、新型コロナウイルスの感染拡大という、いまだかつてない未曾有の状況でもございませう。これまでと違う。例えば、相談に来た経営者に、今回は違うんだから、政策金融公庫、だめもとでも行ってみな、そういうことで実際に借りられた経営者もいます。本当に公庫も頑張ってくれて、相談から実際の入金まで一カ月半、二月、そういうケースも多いです。本当に頑張っています。そこで、改めて、麻生大臣に以下三点質問をさせていただきます。

改めて大臣からも、政策金融公庫の制度や民間金融機関による信用保証貸付の融資、そういった今回の制度をわかりやすく、さまざまな公庫の場で発信してもらいたいんです。

やはり経営者の中には、なかなかホームページで逐一そういう情報をチェックすることができません、政府の方も今回非常にために発信はしてくれている、ただし、そういったことをなかなかキャッチできない経営者も多いです。

麻生大臣は発信力がございます。テレビとかいろいろな場所、今回はいつもと違う、経営者の皆さんたちもぜひ公庫や民間の金融機関に行ってください、そういうことをぜひ発信してほしいんです。

次、二点目です。当初、二月、三月に政策金融公庫から融資をしていただきました。ただし、このコロナはまだまだ先が見えません。そういった中で、例えば、政策金融公庫に新たな追加の融資、そういったものをお願いするケースがふえてきています。

今回はそういう状況でも柔軟に対応することができると私は思っておりますが、当初、最初に融資していた額よりも多く必要な場合、その際は柔軟に対応することができるとか、改めて大臣にお伺いします。

最後、三点目です。経済産業省のよろず支援拠点、そういったものがございませう。これは、本当に中小企業とか社労

士さんたちが待機していただき、無料で相談することがございます。ただ、案外、このよろず支援拠点というのは、知っている経営者は余りおりませう。

ぜひ、経産省と連携して、例えば公庫も含めた金融機関の窓口などで、こういったよろず支援拠点、こういうのがあるんですよ、そういったものの紹介を進めてほしいと思います。

以上三点について、大臣の見解をお伺いいたします。

○麻生国務大臣 質問の一、はい。二、はい。三、はい。答え、簡単に言えばそういうことになるんですが、そういったことという話じゃないので、もうちょっと別のことを言ってもらいたいです。時間がないようだから答えないかぬ、三つとも、やります。二回目、今そうなっています。三番目はそういうことになります。全部、はい、はい、はいになっちゃうので、それでは答えにならぬのだと思うので。

これは資金繰りの話なんです、今しておられるのは、みんな、会社が何とか言っちゃって、会社経営をやったことのない人の話なんか聞いたつておよそわからぬでしょう。だから、仮にも経営者をやっていたんだからいろいろなことがおわかりになるんだと思いますので、事業にとつては金のフローの話であつて、今、倒産する、しないというときには、まずはフローの話、いわゆる資金繰りの話なんです。

そこで、先月の六日と、それから十六日と、きのうと、三回にわたつて、政策金融公庫、今話題のところですが、事業者に対して万全の対応でやつてやらないかぬということで、特に人が足りない、今、わつと人が来ておられますので、人が足りない、今、いわゆる迅速にやらないかぬとかいう話が一番の肝心なところなので、そういった意味では、迅速なお願いをするに当たつては、まず、休日電話相談も全部受ける、勤務時間を延長する等々、人が足りないんだから、OBや

ら、財務省からもOBを今貸し出ししたりしておりますけれども、そういったことをやらせたりいたしております。

加えて、金を借りる話をするときに、全然わかつておられぬ方というのは、金融公庫に行つたことのない人は、どこの誰に何をしたいか全然わかつていない人がおられますので、済みませう、いつも行つて信用金庫が、保証協会に行つて話をつけて、その二人の持つた紙を持って金融公庫に行つてください。そうすると、金融公庫は、それを見て、素人の、間違いなく、ほやほやの経営者とは違って、ある程度金融のわかつた信用金庫のおじさんが書類を全部つくつてきてくれるわけですから、その場でやれますというようなことまでやる。こんなことは今までやつたこと一度も歴史上ありませんけれども、今回これがあちこちで起きておりました、お礼を言われる電話が何人かからかかってきていますけれども、多分実態がそうなつておりますが、それでも人が足りませぬ。

今、並んで、全く受け付けができないほどいっぱい来られますので、それを分担していただいております、地方の民間の信金とか信組とか地銀とかいうところで、そういった形でやらせていただいて、今、いろいろな形で周知、広告をさせていただいておりますので、直接行かれてもわけがわからぬから、どの書類とかわからぬから、全部地銀に行つたらわかりますから、そこに行つて、書類をそろえて、一発でやる。そうすると、時間が、公庫の方も助かりますし、借りたい人の方も助かるしというように今までやらせていただいておりますので、大体、今言われた御要望の線については、その方向で事は動いていると思つていただいで結構だと思つております。

○青山(大)委員 明確な答弁をありがとうございます。次の質問に行きます。

今回の国税関係法律の臨時特例について質問させていただきます。

まず、国税を無担保、延滞税なしで一年間納税を猶予ということですが、これは一年後になった場合、そのときに、やはり以前、四月十日の財務金融委員会海江田委員の答弁に対して、現行の制度で活用していく答弁がございましたけれども、これは、今回に関しては、これまでの既存の現行制度以上の対応を検討すべきじゃないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

○田島政府参考人 お答え申し上げます。

まず現行制度の取扱いについてお答えいたしますが、特例猶予の適用を受けた納税者が一年後においてその時点で納付が難しい状況にある場合、これは実情をよく伺いまして、既存の猶予制度を適用するなどの対応を行うこととなります。

また、猶予制度を適用する中で、例えば納税をすることで生活を著しく窮迫するような状況になる場合には、必要な財産調査を行った上で、国税の徴収を見合わせるなど適切に対応することになります。

なお、お尋ねに関しまして制度上のことにつきましては、主税局から御答弁を申し上げます。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

黒字の企業が納税額が猶予される場合、その次年度において赤字に不幸にしておなりになった企業あるいは事業者につきましては、欠損金の繰戻し還付制度というのがございますので、当該猶予された納税額については、その分さかのぼって相殺されるという形になります。

ちなみに、他の先進国でも、納税の猶予ということを今回一部の先進国でやっておりますけれども、三月月ないし六月月でございます。日本は一年間でございます。したがって、この今申し上げました前年度の納税額との相殺ということでは、日本だけができる特典になっております。

○青山(六)委員 ぜひ、そういった制度の方も広く周知をしてほしいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上で終わりにします。ありがとうございました。

○田中委員長 次に、古本伸一郎君。○古本委員 古本伸一郎でございます。

共同会派の時間の中で質問させていただきます。今のやりとりで、ポイントの一つは、今月の二十一日に麻生大臣が発出してくださっています。

政策公庫に融資の時間が少しかかる、判断が、審査が、その間、民間でつなぎ融資をして、民間でふだんつき合っているメインバンクであればもう顔見知りですから、若干の有利子でもまずは、生き死にかかっている融資をまずは借りて、後で借りかえる、これは決して民業圧迫としないというあの通達文は大変心強いですし、あれを一つの紋どころに、ぜひ、多くの今苦しんでおられる事業者は、自分のメインバンクでまずお借りして、公庫の方に借りかえる。それでどんと返せば無利子無担保ですから。そういうスキームを実は二十一日に発出いただいているので、ああいうのもお互いに宣伝したいいな、このように思います。

さて、税法でありますけれども、この十萬元の給付の話は、豊かな人は受け取るべきじゃないというの議論が非常にありますけれども、少し税の整理はしておきたいと思えます。

課税が非課税かで申し上げれば、これは非課税という整理は都度しているわけでありまして、それは何となれば、こういった自然災害や今回のいわゆる感染症災害における一億二千万人全員が自宅ですべて自粛していただきたという協力に際していただいている、いわば連帯的協力見舞金的な位置づけであって、それはリーマンのときの定額給付金であり、東日本のときの福島の皆様にお届けした給付金であり、これらに共通する、性質上これは非課税であるというのを、実は野党の税調としても整理をした経緯があります。

他方、もし課税するならば、これは一時所得ということになると思うんですが、一時所得は、当たり馬券のように予期せぬ所得を得た場合はあるんですが、やはり、生命保険の解約一時金が一時所得になり、そこ合わさると課税

になつてしまうという方もありますし、仮に六人家族であれば、今回でいえば六十万です、これは特別控除が五十万円でありまして、課税になりません、等々を考えた場合、なかなか課税というのにはそぐわないということに判断したんだと思えますけれども、今後ともこの論争は、実は根拠法がないために、予算措置でやるために、毎回、金持ちは受け取るのか受け取らないのか、課税か非課税かとなるよりも、自然災害、あるいはこういう感染症災害も想定するならば、ある一定の範囲でこの非課税という概念を恒久化してもどうかというふうに思うんですが、事務局の研究、少し聞かせていただきたいと思います。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

今般の十萬元の特別定額給付金につきまして、家計の支援のための給付金ということでございます。委員も先ほど過去の事例を列挙されましたように、過去の給付金と全く同様に非課税ということにいたしております。

仮に課税にいたしますと、一時所得ということになります、これも御指摘のとおり、五十萬元の特別控除というのがございますけれども、それぞれの事情によって、こういう人が課税になってしまったりあるいは課税されなかったりということにばらつきが出てしまうということもあつて、今回は同じ扱いでございますし、課税しても、一時所得ということで低所得者に課税されるようなことも起こってしまうということがございます。

個々に課税関係を決めるのではなくて、恒久的に課税関係を整理してはどうかという御下問ですが、けれども、ある意味まどろっこしい感じがあるのは承知しておりますけれども、これもまた、今委員が御指摘のとおり、個別の法律によって給付金が支給される場合とは異なっておりまして、予算措置として予算の中で支給が決まってくるということもございまして、公租公課の規定がない予算措置につきましては、どうしてもその給付金の性格というものをを見きわめた上で個別対応せざるを得ない

というのが限界であり、現実でございます。○古本委員 昔聞かれていたお金持ちには必要なのではないかという論理に関しては、私としては、実は、フローの所得に加え、ストック、つまり株があるとか不動産を持っているとか、これもきちっと把握しない限り、真のお金持ちは実はわからないんですね。じゃ、そこまでマイナパーで、預金通帳の付番も含めてきているかという、なかなか至っておりません。

じゃ、もう一つは、担税力のある方は別の税でやはり一方で求めればどうかという意識もありません。

例えば、金融課税の強化というのは一つのアイデアだと思えます。日経平均、何とか二番底、耐えている状況のようでありまして、こういう中でも株を買うことができる個人投資家というのは一定の担税力がやはりあるんだろうと思えますので、そういう意味では、個人的には、配当課税は、インカムゲインの方は株が出たり入ったりしてまた乱高下するよりも安定的に持っていたらいい、例えば二〇％に維持しつつ、やはり売却益であるキャピタルゲインは、デイトレードで日々動かしつつあるような方は三〇パーぐらいは負担してもらってもいいんじゃないかというのが一つのアイデアではなからうかと思えます。

つまり、この十萬元の課税か非課税かとかのこの議論は、やはり野党も含めた政治がこの際連帯してこの十萬元を皆様にお届けすることへの政治の責任及び決意が問われているんだと思えます。もし地域経済を支えるという覚悟でお配りするのであれば、実は地域限定の商品券も、お叱りがあつたかもしませんが、実は正しかつたかもしません。

あるいは、高齢独居シニアを含め、あるいは大學生の勤労学生も含め、貯蓄率が非常に低いということであれば、仮に貯蓄に回つても大いに結構と政治が腹をくくれるかどうかだと思つたと思うので、この十萬元というのは、我々政治にも大変大きな、研究すべき、今回きりじゃなくて、今後と

もへの課題提起になったんだろうというふうな思
うわけでありませう。

持続化給付金については、先ほど来ありますけ
れども、百万円、二百万円の話は、これはどう考
えたって事業所得です。したがって、経費化す
る、人件費として払えば労務費です。当然、交際
費に使えば、渉外費ですから、経費化する部分に
ついては損金に入りますので、入るときまで非課
税にすれば出るときも経費化できるということ
で二重の経費化ですから、巷間、これは非課税とい
う声も一部にあるようですね、野党税調としても
一定の整理をいたしました。

この際、都道府県が予定されておられる、東京
都が既に始めておられますけれども、休業協力を
も事業所得ですから当然に課税である、そして経
費化すればいい、損金に入ればいい、益金が出な
ければ結果としての税金はかからないということ
でありますので当然に非課税であるという理解で
よろしいでしょうか。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。
お答え申し上げます。全くそのと
おりだと存じます。

一部の自治体で御異論等があることも承知して
おりますけれども、例えば、東京都あるいはその
他の自治体が事業者に対して支給をしておら
れる、あるいはしようとしておられる協力金につ
きましては、その支給要件の詳細は承知してお
りませぬけれども、持続化給付金ですとか給付金、
これらは事業に関して支給されるものでございま
すので、税務上、事業者の収入ということに相
なります。

先ほどちょっと御答弁申し上げましたけれど
も、結果的にその収入の補填があつてもなお赤字
になる場合には課税関係が生じませぬし、逆に、
余剰を生ずることができた場合につきましては課
税対象ということになりますけれども、もうこ
れも釈迦に説法ですけれども、給付を受けずに歯
を食いしばつてといいますか、給付を受けずに黒

字を決算で生むことができた方についての納税負
担との公平上どうしてもそうなるということ、
原発のときも同じ扱いになったものでございま
す。

税務上、収入を収入として計上しない一方で必
要経費を計上できるということにしますと、御指
摘のとおり事業所得が過大に減少するということ
になりますので、この処理はどうしても一貫して
このようにさせていただくしかないと思存します。
○古本委員 ぜび、この議論はもうこれで明快に
していただきたいと思存します。

最後に、五分ほど残っておりますので、大臣に
少し御意見を伺いたいと思存しますが、この十万
円は、実はこれは思い切つて一つのベーシックキ
ンカムであるという考え方への転換にはできない
かとか、あるいは、税制でやるのであれば、実は
給付つき税戻しの概念でいうと、少しその一つ
の端緒にならないかな。これは全然違いますよ、
連带的に、御家庭での自肅協力的意味合いで理
解していただけます。単に十数万円を配るんだと
なると、何年先に同じようなことが起きて、あ
れのお金をうちに配るのかとか、国会議員は受け取
るのかとか、この議論が絶えないんですね。だか
ら、諸外国を見れば、ベーシックインカムの概
念を導入している国もありますし、給付つきの税
戻しの考え方もあります。

なぜこういうことを申し上げるかという、い
よいよポストコロナのことも税を通じて考えるべ
きでしょうし、実は、私も国民民主党として
は、これだけ学校が休みが続いていたら、思い
切つて始業式を九月にずらしたらどうかというの
を提案しています。そうすると、ギャップイヤー
も生まれて、八月に卒業した大学生、高校生は、
翌年四月の入社式まで半年間、自由な時間を謳歌
できますよね。海外に行くもよし、アルバイトで
社会を知るもよし。ギャップイヤーが設けられな
い最大の理由は四月始まりだからです、日本だ
け、先進国で。

やはり、こういうことを、今まで日本では言え
なかつたなかなか難しいことへの挑戦のきつかけ
に何か幾つかあるんじゃないかなという一つに、
例えば九月始業式とか、担務の外だと思存すけ
れども、何かこういうことができたらいいなと、
我々なりにこれは必死でいろいろ提案をしてい
ます。九月の始業式というのは、なかなか世の中
から評判いいですよ。これは、自民党がうんと
言つてくれたら、公明党がうんと言つてくれたら
できると思存しますよ。

○麻生国務大臣 企業も九月に変えないか、そう
すると、それはどうだね。俺はそのところが、
ちよつと企業にいたから、学生をそんな遊ばせる
のはもつたないじゃないか、じゃ、九月からと
いつて、探るんじゃないかねという感じがちよつ
としました。

ただ、九月という方が、私も海外の学校にいた
ものだから、あつちは九月に始まるものですか
ら、何となく、日本は三月から九月までの間、六
カ月間の間、海外に行つて少しなれる時間をもら
えたということがよかつたなという、経験談から
いえばそうすけれども、何となく、今の話は、
そこらところがちよつと、企業も変えてきやせ
ぬかなという感じが、ちよつと正直そういう感じ
がしたのであれですけれども。

ただ、こういったコロナとか、こういった大き
なことが起きたときというのは世の中が変わるん
ですよ。これは多分、コロナの後、世の中とい
うのは、今の考えている、新聞で書いてあるのと
全然違うことが起きてくるだろうと思存です。
少なくとも、働き方改革なんて、トヨタでどう
やっていたかは知らないけれども、ほとんど変
わつていないですよ、働き方改革なんというの
は、全然変わっていない。

ところが、これのおかげで、とにかく国会に
来ていないんですよ、半分は。というか、半分要
らないじゃない、違うか。そういうことになりは
せぬですか、今現実問題。だから、そういったこ
とになつてくるので、今まで自宅でやっていた奥

さんの隣に、いきなりそこに旦那も隣に来ちゃ
わけですね。そして、働きに出ていた息子も自宅
でということ、自宅ということ、もう自宅が狭く
てかなわないということになつてくる。もうこれ
は現実で起きている話ですから、そういった話を
聞きますので。

こういった大きな事件が起きたときというの
は、世の中がぱんとひっくり返つていくときなの
で、私は正直、このコロナの話というのは、いろ
いろ大きな影響を与えることは確かですけれど
も、災い転じて福とするなら、やはり、このとき
に変えられるものは、今まで変えられなかつたも
の、例えば、遠隔医療なんというのは全くだめ
だつたじゃないですか。医者は、ああ、医者はい
なくなつたか、いましたけれども、だめだつたん
ですよ。ただ、これも、接触するよりいいやと
いつて、今は何となくそういう感じになつてき
た、一つの例ですけれども。

いろいろな意味で、変わるもの一つのもの
として使えるなら今かなと思存しないでもありませ
んので、とにかく、まずは、このコロナのあれをき
ちんとやつて、その後、これを境に、俺たちが今
までできないと思つたものができるじゃないかと
いうようなところにうまいように転がつていき
たいと思つております。

○古本委員 以上で終わります。ありがとうございます。
○田中委員長 次に、野田佳彦君。
○野田(佳)委員 今回の補正予算によつて、これ
は財源の方なんですけれども、当初予算の一般会
計と合わせて、借金の方が、国債発行が五十八・
二兆円という過去最大規模になりました。これだ
け新たに国債発行するという事態になつても、長
期金利はほぼ〇%で動きがないんですよ。むし
ろ、きのうだとマイナス〇・〇四五ぐらい。普通
でしたら、一般的には、新たに借金をする、そん
な方針が決まつた後には金利が上がる傾向にある
はずじゃないですか。でも、ほとんど微動だにし
ない。もちろん、これは、きのうも日銀の決定が

企業への融資の条件に課しているのかということ
を考えていただきたいんです。

それは、アメリカで、〇八年のリーマン・
ショックが起こったときに、日本でも大量の雇用
が喪失されましたけれども、多額の配当や役員報
酬を払っていた大手銀行への公的資金による救済
が批判されたという経緯があるからなんです。で
すから、そういう点では、国際的な投資家や機関
投資家なども、今、雇用確保を大企業に要求して
いる状況です。

日本の政府や日銀の姿勢が、ただただ企業を支
援するという形は、姿は、これは国際的なトレン
ドから見ても特異な状況ではないかと言わざるを
得ないと思うんです。

なぜ、日本銀行は、資金供給する大企業に対し
て、雇用の確保や配当の中止、役員給与の減額な
どを期待できないんですか、要求することができ
ないんですか。欧州やアメリカでやっている
わけですから、そこまで踏み込んで、やはりこの
際、雇用を守るために強い発信をするべきだと私
は思うんですが、いかがでしょうか。

〇黒田参考人 御趣旨はよく理解いたしますけれ
ども、二つの点を御指摘したいと思えます。

一つは、FRBも、それから、ECBは特にそ
うですけれども、CPや社債の買入れ等につい
て、配当とか自社株買いの制限とか、そういうこ
とは条件をつけておりません。融資自体は、そう
いう条件をつけていないわけでありまして。

他方で、御指摘のとおり、ECBやBOEが、
金融機関に対して、企業や家計向けの貸出しを積
極的に行うことができるように、配当や自社株買
いの制限を要請しているということは事実であり
ます。

日本銀行といたしましても、政府と連携しなが
ら、金融機関が企業や家計の資金繰りを支援する
取組をしつかりと後押ししていきたいというふう
に考えております。

〇清水委員 それではちよつと極めて不十分だと
言わなければなりません。

無制限に国債を買い入れる、そして、もつと
もつと企業を支援していくんだ、民間金融機関に
対してももつとフォローしていくんだというよう
な状況の中で、せめて、そうした、企業が雇用を
守る、首切りをしないということぐらいはしつかり
発信していただかないと、やはり私は、世界的に
見ても、日本銀行の姿勢が問われるのではない
かという指摘はしておきたいと思えます。

委員長、黒田総裁への質問は以上でございま
すので、御退席いただいて結構です。

〇田中委員長 黒田総裁、御退席いただいて結構
です。

〇清水委員 ありがとうございます。
続きまして、新型コロナウイルス対応の国税特
例法案について質問をいたします。

初めに、納税の猶予制度の特例について、基本
的な点について伺いたいと思えます。

本法案の納税の猶予制度の特例は、新型コロナ
ウイルス感染症等により相当な収入の減少があつ
たことを、国税通則法第四十六条第一項、災害に
より財産に相当な損失を受けたケース、これに該
当するとみなすことで、無担保かつ延滞税なしで
納税の猶予を適用させるとの特例措置です。

国税庁は、既に、新型コロナウイルス対策として、こ
し三月九日に、徴収課長及び管理運営課長の連名
で、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税
が困難な者への対応についてという指示を発売し
ています。

今回の特例措置は、三月の対策と何が違い、ど
のような面で納税者支援をより強化しているの
か。本改正の狙いと、納税者にとつてどのような
メリットがあるのか、答えていただけますか。

〇矢野政府参考人 お答えを申し上げます。
御指摘の、国税庁が三月の九日に発売した文書
につきましては、現行の制度に基づきまして、各
種の納税緩和措置を迅速かつ柔軟に適用する旨の
方針、方針を示したものでございます。

現行の制度について申し上げますと、例えば、
事業で赤字が生じた場合などには納税の猶予を受
けることができずけれども、その場合、年一・
六％の延滞税を御負担いただくことになりまし
す。延滞税なしで猶予を受けられる場合もありま
すけれども、これは、消毒作業によって食材を廃
棄したなど、財産の損失が生じた場合などに限
定をされておりまして。

一方、現在、イベントの自粛要請ですとか入国
制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防
止のための措置に起因して多くの事業者の収入
が減少しているという特異な状況にございます。
こうした現下の状況に鑑みまして、手元資金を
事業継続のためにできるだけ回していただけるよ
うに、本法案におきましては、前年同期に比べ
まして一カ月以上の単位で二割以上の減少が見
られる、そして、そういったことで納税が困難とな
った事業者の方については、財産の損失などが生
じていない場合であっても延滞税なしで一年間納
税の猶予ができる特例を設けさせていただこうと
しているところでございます。

〇清水委員 緊急経済対策では、本制度につ
いて、国税、そして地方税及び社会保険料にも適
用するというふうに書かれています。国保や公的
年金などの社会保険料について、国税と同様の
扱いをするということだと考えますが、厚生労働
省として、それをどのように現場で徹底するの
か、やはり、現場で徹底されていないことがあ
れば、厚生労働省としてしっかりと指導していただ
きたいと思うのですが、厚生労働省の見解を
お答えいただけますか。

〇見内大臣政務官 お答え申し上げます。
今般の緊急経済対策として実施をいたします猶
予制度の特例につきましては、厚生年金保険料等
についても国税と同様の取扱いを実施すること
としております。
この特例の実施に当たりましては、現場におけ
る適切な対応が徹底されることが非常に重要だと
考えております。

このため、厚生労働省といたしましては、より

多くの事業主の皆様が御活用いただけるよう、厚
生労働省、日本年金機構のホームページ、これ
は、四月の十六日と四月の二十四日、それぞれ既
に掲載をさせていただいております。今後とも周
知の徹底を図ってまいるとともに、法案が成立し
た後になりますけれども、日本年金機構に対し
て、事業主の皆様への丁寧な御案内や御説明な
ど、現場における適切な対応が徹底されるよう、
必要な指示等をしつかりと行つてまいりたいと
存じます。

〇清水委員 ぜひお願いしたいと思います。
次に、特別定額給付金、それから子育て世帯へ
の臨時特別給付金について質問をいたします。

この法案では、国税の滞納処分により差し押さ
えることができないとされています。ただ、現場
では、地方税や社会保険料の滞納処分として、児
童手当などの差押禁止財産が口座に入った直後に
押さえられるというようなことも滞納整理として
されているわけですね。

これまで、麻生財務大臣も、そのような血も涙
もないことを国税庁はしないという答弁を繰り返
していただいているわけですが、今回、国税庁に
おいて、給付金においても、口座に入金されたそ
の直後にその口座を押しさえるというようなこと
はないということでしょうか。

〇田島政府参考人 お答え申し上げます。
ただいま先生御指摘になりましたように、本
法案に定める給付金につきましては、滞納処分によ
る差押えが禁止されております。

一方、給付金が振り込まれた銀行口座の預金に
ついては、法令等において差押えは禁止されてお
りませんが、国税の滞納整理に当たっては、この
法令等をしやくし定規に適用するのではなく、滞
納者個々の実情に即しつつ適切に判断すること
としてございます。
したがって、国税当局としましては、先ほ
ど御指摘いただいたような、例えば銀行口座への
給付金の振り込みを待つて、狙い撃ち的に差し押

さえ、入金された給付金を実際に使用できなくなるような状況にすることは適切ではなく、そうした差押えは行うべきではないと考えてございませぬ。

○清水委員 済みません、時間が来ましたから最後の質問ですけれども、先ほど国税と同様の扱いをするということで自見政務官にも答えていただきましたが、社会保険料の滞納処分として、給付金の入金直後の預金口座の差押え、こうしたことについても禁止をしていくということで、横並びでいかどうかということで、最後に御答弁いただいて、私の質問を終わります。

○自見大臣政務官 お答え申し上げます。

社会保険の徴収は国税徴収の例によることとされておりまして、このたびの特別定額給付金が振り込まれた銀行口座の預金については、国税庁と同様でございまして、滞納者個々の事情に即して適切に対応してまいりたいと存じます。

○清水委員 ありがとうございます。

○田中委員長 次に、美延映夫君。

○美延委員 日本維新の会の美延映夫でございます。衆議院議員になって初質問でございます。どうぞよろしく願いました。

私の質問時間は八分ですので、早速質問をさせていただきます。

日本維新の会を含む五野党が、事業者家賃支払い支援法を共同で提出をさせていただきました。固定資産税の減免に関しては、オーナー側への補助でテナントにもメリットがあるようにするための措置だと考えております。家賃補助の議論より先に、この固定資産税の減免措置はアナウンスメントをされてきた経緯があると承知しておりますが、即効性のあるテナント側の家賃補助とうまくかみ合わせて、効果的に機能するように議論できればと考えております。

そこで、まず二点、伺わせていただきます。一点目、固定資産税の減免の措置については、

令和三年度分からのものとして来年の固定資産税を減免するというところでよろしいでしょうか。また、今年分の固定資産税で納税が大変な場合は、一年間の延納で対応してほしいということでもよろしいでしょうか。

そして、二点目、対応の業種なんですけれども、このくくりを見ても、これは不動産賃貸業も含まれているということでよろしいでしょうか。お答えいただけますでしょうか。

○福岡政府参考人 お答えを申し上げます。固定資産税の軽減の特例措置でございますが、これについては、令和三年度分ということで、委員御指摘のとおりでございますし、二年度分の固定資産税については、厳しい状況のところは猶予で対応いただくというふうを考えております。それから、固定資産税の軽減の特例措置についてでございますが、原則として業種を限定せず幅広く対象とすることとしておりまして、不動産賃貸業についても対象となるものでございます。

○美延委員 さらに、続きまして、明確化するに当たって質問をさせていただきます。二〇二〇年二月から十月までの任意の三ヶ月の収入の対前年同期比減少率、三〇%以上五〇%未満は二分の一、五〇%以上減少は全額の減免となっております。この部分について、収入についての確認です。

固定資産税評価額が算出されている物件ごとの収入ということでのよいのか。例えば、不動産賃貸部門と他の部門から成る企業があった場合、企業全体の収入ということになれば、他の部門の収入が賃貸部門より比率が高かったり収入が多かったりすると、対前年同期比減少率で減免の対象から外れてしまう可能性があります。外れてしまうことにより、オーナーがテナントに対して減免できない、まげられないということですね、テナント側の事業継続、そして雇用維持も妨げてしまうことになりませぬ。

固定資産税評価額物件ごとの収入基準で検討す

べきと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○福岡政府参考人 お答えを申し上げます。今回の特例措置についてでございますが、複数の事業を行っていたり複数の物件を有している中小事業者等につきましては、当該事業者が行う全ての事業の収入の総額で判断することとしております。事業ごとや物件ごとに判断をするという形をとってはいないところでございます。

したがって、一部の事業や物件について収入が減少している場合でも、他の事業や物件と合算し事業者単位でそれを補える状況にあるのであれば特例を講じる必要がないと考えるため、事業や物件ごとの判断とはしていません。

今回の措置は、地域経済を支える中小事業者等の事業継続を支援する観点から固定資産税を軽減することとしたものであり、御理解を賜りたいと存じます。

○美延委員 事業を継続するという点、それはもちろんいいことだと思っております。ただ、中に入っているテナントさんがいらつしやるということ、少し残念なお答えだと思っております。総務省さんの固定資産税の減免が、何か包括的であり限定的であるような感じがします。これでは、私は、本当に困っている方の救済になるのか疑問を感じざるを得ませぬ。

家賃支援ができないなら我々国会議員の存在している意味がないと、私たちの同志である大阪府の吉村知事は発信しております。選挙を通して選ばれた政治家が、このような有事なときこそ国民の立場に立つて法案を成立させることが大事であると考えています。

休業中の事業者にとって、固定費の家賃は非常に重たいです。省庁の垣根を越えて、でき得る限りの制度を整え、支援していくべきと私は考えます。

国交省において、オーナー側からテナントを支援されるということを何か検討されているので

でしょうか。

○美濃政府参考人 お答え申し上げます。新型コロナウイルス感染症に伴う休業要請等によりまして、飲食店を始めとするテナント事業者の中には、入居するビル等の賃料の支払いが大きな負担となっている方がおられると認識しております。

国土交通省としましては、ビル賃貸事業者の方々に対し、入居する飲食店等のテナントが新型コロナウイルス感染症の影響により賃料の支払いが困難な場合には、その置かれた状況に配慮し、賃料の支払い猶予などの柔軟措置を検討いただくよう、不動産関連団体を通じて要請を行ったところであります。

その上で、ビル賃貸事業者の方々に対し、賃料の減免等により生じた損失の損金算入、事業収入が大幅に減少した場合の固定資産税の減免、金融機関に対する既往債務の返済猶予等の要請などの措置を講ずることとしておりまして、これらの支援策について不動産関連団体を通じて周知を図っているところでございます。

補正予算によりまして、持続化給付金等の支援策が速やかに事業者の皆様へ届くことが重要でありますとともに、国土交通省としまして、引き続き、現場の状況をしっかりと把握しながら、ビル賃貸事業者とテナントの間で円滑に話し合いが行われ、事業継続が確保されるよう、適時適切に対応してまいりたい、このように考えています。

○美延委員 このタイミングを逃してしまつと、日本国じゅうがコロナ危機でどんどん負のスパイラルに陥つてしまいます。一刻も早い制度設計と、国民と中小企業の皆様の窮状に寄り添える対策を講じていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

そして、総務省さんには、固定資産税の減免措置は地方の自治体の収入を減少させることになるので、国として、これもしっかりと地方に対して手当てをしていただきたいと思います。

最後に、もう一問だけお願いいたします。
認可保育園は今回の新型コロナウイルスで助成をされることになっておりますが、認可外の企業主導型保育園は助成のない状況なんです。これはもう同じレベルと考えますが、いかがでしょうか。

○田中委員長 質疑時間が終了しておりますので、答弁は簡潔にお願いいたします。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

企業主導型保育施設につきましての御質問でございます。

この運営費につきましては、休園している場合にも減額せず助成をする措置を講じております。

一方、利用料についてのお尋ねでございます。利用料につきましては、この企業主導型保育事業につきましては、事業実施者と利用者との私的な契約で金額が決定される仕組みというふうになっております。国において、事業実施者に対し、利用料の減免を実施することを一律に求めることはしておりません。ただ、日割りにより減免を行うなどの配慮を行っていただくよう、事業者の方に協力要請を行っております。でございます。

御指摘のこの部分についての財政支援につきましては、企業主導型保育事業の企業の福利厚生としての性格ですか、利用料が私的契約で決定される仕組み、こういったことを踏まえまして、国が減免を求めることですか、減免分を事業主拠出により補填をするといったことが可能なのか、あるいは妥当なのかといったさまざまな課題がございますので、こういった課題への対応も含めまして、実施の可否について検討してまいりたいと考えております。

○美延委員 ぜひよろしくお願いいたします。

○田中委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

次回は、明二十九日水曜日午前十時五十分理事會、午前十一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時五十五分散会

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律案

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律

第一条 この法律は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るため、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)その他の国税関係法律の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「新型コロナウイルス感染症」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。

(納税の猶予の特例)

第三条 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和二年二月一日以後に納税者の事業につき相当な収入の減少があったことその他これに類する事実がある場合には、当該事実がある場合は、国税通則法第四十六条第一項に規定する震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合に該当するものとみなして、同項の規定その他納税の猶予に関する法令の規定を適用することができる。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

国税通則法第四十六条第一項	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合において、その者がその損失を受けた日以後一年以内に納付すべき国税で次に掲げるものがある	新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律 令和二年法律第 号)第二条(定義)に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。及びそのまん延防止のための措置の影響により令和二年二月一日以後に納税者の事業につき相当な収入の減少があったことその他これに類する事実(次条第一項において「新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実」という。)がある場合において、その者が特定日(納税の猶予の対象となる国税の期日として政令で定める日をいう。以下この項において同じ。)までに納付すべき国税で次に掲げるものの全部又は一部を一時に納付することが困難であると認められる
国税通則法第四十六条第一項第一号	その災害のやんだ日から二月以内にされたその者の申請に基づき、その納期限(納税の告知がされない源泉徴収等による国税については、その法定納期限)において、その納期限(納税の告知がされない源泉徴収等による国税については、その法定納期限)において、その納期限(納税の告知がされない源泉徴収等による国税については、その納期限)	その国税の納期限(納税の告知がされない源泉徴収等による国税については、その法定納期限。以下この項(各号を除く。)において同じ。)内にされたその者の申請(税務署長等においてやむを得ない理由があると認める場合には、その国税の納期限後にされた申請を含む。)に基づき、その納期限
国税通則法第四十六条第一項第二号	その災害のやんだ日	特定日
国税通則法第四十六条第一項第三号	その損失を受けた日	令和二年二月一日
国税通則法第四十六条第二項	同項の災害によりその者がその財産につき相当な損失を受けたこと	新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実があること及びその国税の全部又は一部を一時に納付するこ

事実を証するに足りる書類	とが困難である事情
類	新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類、財産目録その他の政令で定める書類

2 前項の規定の適用がある場合における納税の猶予に関する法令の規定の技術的読替えその他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(給付金の非課税等)

第四条 市町村又は特別区から給付される給付金で次に掲げるものについては、所得税を課さない。

一 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を鑑み、家計への支援の観点から給付される財務省令で定める給付金

二 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置による児童の属する世帯への経済的な影響の緩和の観点から給付される児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当の支給を受ける者その他の財務省令で定める者に対して給付される財務省令で定める給付金

2 前項の給付金の給付を受ける権利は、国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)第二条第一号に規定する国税の同条第十二号に規定する滞納処分により差し押さえることができない。(指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除の特例)

第五条 個人が、指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小(第三項及び第四項において「中止等」という。)により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利(次項、第三項及び第五項において「入場料金等払戻請求権」という。)の全部又は一部の放棄を令和二年二月一日から令和三年十二月三十一日までの期間(次項、第三項及び第五項において「指定期間」という。)内にした場合(当該放棄をした年分の所得税につき第三項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、放棄払戻請求権相当額については、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条(同法第六十五条第一項の規定により準じて計算する場合を含む。)の規定を適用することができる。この場合において、同法第七十八条第一項中「支出した場合」とあるのは「支出した場合又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第 号)第五條第一項(指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除の特例)に規定する入場料金等払戻請求権の全部若しくは一部の放棄をした場合」と、同項第一号中「の額」とあるのは「の額及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第五條第二項に規定する放棄払戻請求権相当額」と、同条第四項中「控除は」とあるのは「控除(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第五條第一項の規定による控除を含む。）」とする。

第一類第五号 財務金融委員会議録第十三号

月三十一日までの期間(次項、第三項及び第五項において「指定期間」という。)内にした場合(当該放棄をした年分の所得税につき第三項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、放棄払戻請求権相当額については、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条(同法第六十五条第一項の規定により準じて計算する場合を含む。)の規定を適用することができる。この場合において、同法第七十八条第一項中「支出した場合」とあるのは「支出した場合又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第 号)第五條第一項(指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除の特例)に規定する入場料金等払戻請求権の全部若しくは一部の放棄をした場合」と、同項第一号中「の額」とあるのは「の額及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第五條第二項に規定する放棄払戻請求権相当額」と、同条第四項中「控除は」とあるのは「控除(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第五條第一項の規定による控除を含む。）」とする。

2 前項に規定する放棄払戻請求権相当額とは、個人がその年の指定期間内において同項の放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額(所得税法第七十八條第二項に規定する特定寄附金の額及び租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金の額並びにその放棄をした者に特別の利益

3 個人が、指定行事の中止等により生じた当該指定行事の入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を指定期間内にした場合において、特定放棄払戻請求権相当額については、租税特別措置法第四十一条の十八の三の規定を適用することができる。この場合において、同条第一項中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの」と、「という。」とあるのは「という。」又は個人がその全部若しくは一部の放棄をした新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第 号)第五條第三項に規定する入場料金等払戻請求権」と、「の合計額」とあるのは「及び同条第五項に規定する特定放棄払戻請求権相当額(以下この項において「特定放棄払戻請求権相当額」という。)の合計額」と、「同条第二項」とあるのは「所得税法第七十八條第二項」と、「定める金額」とあるのは「定める金額並びに特定放棄払戻請求権相当額」と、「の額の合計額」とあるのは「の額及び特定放棄払戻請求権相当額の合計額」とする。

4 第一項及び前項に規定する指定行事とは、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により中止等となった文化芸術又はスポーツに関する行事のうち、不特定かつ多数の者から入場料金、参加料金その他の対価の支払を受けて、当該対価の支払をした者に見せ、聴かせ、又は参加させる行事であつて、政令で定めるものをいう。

5 第三項に規定する特定放棄払戻請求権相当額とは、個人がその年の指定期間内において同項の放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額(所得税法第七十八條第一項の規定の適用を受ける金額並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金の額及び同法第四十

一条の十八の三第一項に規定する税額控除対象寄附金の額並びにその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。)の合計額(当該合計額が二十万円を超える場合には、二十万円)をいう。

6 第二項又は前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用がある場合における同項の規定と租税特別措置法第四十一条の十八から第四十一条の十八の三までの規定との調整、第三項の規定の適用がある場合における同項の規定と同法第四十一条の十八又は第四十一条の十八の二の規定との調整その他第一項又は第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例)

第六条 所得税法第二条第一項第一号に規定する国内において租税特別措置法第四十一条第一項に規定する既存住宅(以下この項及び次項において「既存住宅」という。)の取得(同条第一項に規定する取得をいう。以下第三項までにおいて同じ。)をし、かつ、当該既存住宅をその居住の用に供する前に当該既存住宅の特例増改築等をした個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該既存住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかつた場合において、当該既存住宅を令和三年十二月三十一日までにその者の居住の用に供したとき(当該既存住宅を当該特例増改築等の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)は、同条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額については、同項中「これらの家屋をその新築の日若しくはその取得の日又はその増改築等の日」とあるのは、「その既存住宅をその取得に係る新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第六條第二項に規定する特例増改築等の日」として、同条から同法第四十一条の二の二までの規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国

が及ぶと認められるものの金額を除く。)の合計額(当該合計額が二十万円を超える場合には、二十万円)をいう。

7 個人が、指定行事の中止等により生じた当該指定行事の入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を指定期間内にした場合において、特定放棄払戻請求権相当額については、租税特別措置法第四十一条の十八の三の規定を適用することができる。この場合において、同条第一項中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの」と、「という。」とあるのは「という。」又は個人がその全部若しくは一部の放棄をした新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第 号)第五條第三項に規定する入場料金等払戻請求権」と、「の合計額」とあるのは「及び同条第五項に規定する特定放棄払戻請求権相当額(以下この項において「特定放棄払戻請求権相当額」という。)の合計額」と、「同条第二項」とあるのは「所得税法第七十八條第二項」と、「定める金額」とあるのは「定める金額並びに特定放棄払戻請求権相当額」と、「の額の合計額」とあるのは「の額及び特定放棄払戻請求権相当額の合計額」とする。

8 第一項及び前項に規定する指定行事とは、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により中止等となった文化芸術又はスポーツに関する行事のうち、不特定かつ多数の者から入場料金、参加料金その他の対価の支払を受けて、当該対価の支払をした者に見せ、聴かせ、又は参加させる行事であつて、政令で定めるものをいう。

9 第三項に規定する特定放棄払戻請求権相当額とは、個人がその年の指定期間内において同項の放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額(所得税法第七十八條第一項の規定の適用を受ける金額並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金の額及び同法第四十

税関関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十三条及び第十三条の二の規定を適用する。

2 前項に規定する特例増改築等とは、個人が取得をした既存住宅につき行う増築、改築、修繕又は模様替のうち、当該増築、改築、修繕又は模様替に係る契約が政令で定める日までに締結されているものをいう。

3 租税特別措置法第四十一条第三十項に規定する要耐震改修住宅の取得をし、その取得の日まで同日以後当該要耐震改修住宅の同項に規定する耐震改修を行うことにつき同項に規定する申請その他財務省令で定める手続をし、かつ、当該耐震改修に係る契約を政令で定める日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該要耐震改修住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかった場合において、当該耐震改修をして当該要耐震改修住宅を令和三年十二月三十一日までにその者の居住の用に供したとき当該要耐震改修住宅を当該耐震改修の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。は、同条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額については、同項中「これらの家屋をその新築の日若しくはその取得の日又はその増改築等の日」とあるのは「その既存住宅をその取得に係る新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第六条第三項に規定する耐震改修の日」と、同条第三十項中「当該取得の日」とあるのは「当該要耐震改修住宅の当該耐震改修の日」として、同条から同法第四十一条の二の二までの規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条及び第十三条の二の規定を適用する。

4 租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等で特例取得に該当するもの若しくは同条第十項に規定する認定住宅の新築等で特

例取得に該当するものをした個人又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項に規定する住宅の新築取得等で特例取得に該当するものをした同法第十三条の二第一項に規定する住宅被災者が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によりこれらの特例取得をした家屋を令和二年十二月三十一日までにその者の居住の用に供することができなかった場合において、これらの特例取得をした家屋を令和三年一月一日から同年十二月三十一日までの間に租税特別措置法第四十一条第一項(第一項又は前項の規定により適用する場合を含む。)の定めるところによりその者の居住の用に供したときは、同条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額については、同条第十三項及び第十六項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第三項中「令和二年十二月三十一日」とあるのは、「令和三年十二月三十一日」として、租税特別措置法第四十一条から第四十一条の二の二までの規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二の規定を適用する。

5 前項に規定する特例取得とは、租税特別措置法第四十一条第十四項に規定する特別特定取得のうち、当該特別特定取得に係る契約が政令で定める日までに締結されているものをいう。

6 第四項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同法第四十一条の二の規定の適用については、同条第三項第三号中「各年又は令和三年」とあるのは、各年」と、同項第四号中「又は令和二年」とあるのは「から令和三年までの各年」とする。

7 第二項又は前二項に定めるもののほか、第一項、第三項又は第四項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同条第三十一項の規定の特例その他第一項、第三項又は第四項の規定の適用に関し必要

な事項は、政令で定める。
(大規模法人等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付)
第七条 法人の令和二年二月一日から令和四年一月三十一日までの間に終了する各事業年度(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。以下同じ。)において生じた欠損金額(同法第二条第九号に規定する欠損金額をいう。)については、租税特別措置法第六十六条の十二の規定(当該事業年度が令和二年三月三十一日以前に終了した事業年度である場合には、所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)附則第九十一条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の十三の規定は、適用しない。ただし、当該法人が当該各事業年度終了の時に次に掲げる法人に該当する場合は、この限りでない。
一 大規模法人(次に掲げる法人をいう。次号及び第三号において同じ。)
イ 資本金の額又は出資金の額が十億円を超える法人
ロ 保険業法(平成七年法律第五号)第二条第五項に規定する相互会社(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)
二 大規模法人との間に当該大規模法人による完全支配関係(法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。次号において同じ。)がある普通法人(同条第九号に規定する普通法人をいう。次号において同じ。)
三 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大規模法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての大規模法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の法人と当該普通法人との間に当該いずれか一の法人による完全支配関係があることとなるべき当該普通法人

四 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人
五 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社
(大規模法人等以外の連結親法人の連結欠損金の繰戻しによる還付)
第八条 法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人の令和二年二月一日から令和四年一月三十一日までの間に終了する各連結事業年度(同法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下この条において同じ。)において生じた連結欠損金額(同法第二条第九号の二に規定する連結欠損金額をいう。)については、租税特別措置法第六十八条の九十七の規定(当該連結事業年度が令和二年三月三十一日以前に終了した連結事業年度である場合には、所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)附則第五十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第六十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九十八の規定は、適用しない。ただし、当該連結親法人が当該各連結事業年度終了の時に次掲げる法人に該当する場合は、この限りでない。
(法人課税信託の受託者に関する前二条の規定の適用)
第九条 法人税法第二条二十九号の二に規定する法人課税信託(以下この項において「法人課税信託」という。)の受託者は、各法人課税信託の同法第四条の六第一項に規定する信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、前二条の規定を適用する。

2 法人税法第四条の六第二項、第四条の七受益者に係る部分を除く。及び第四条の八の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。
3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適

用に關し必要な事項は、政令で定める。
(消費税の納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例)

第十条 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響(以下この条において「新型コロナウイルス感染症等の影響」という。)により令和二年二月一日から政令で定める日までの間のうち一定の期間に事業としての収入の著しい減少があった消費税法(昭和六十三年法律第八号)第二条第一項第四号に規定する事業者(以下この条において「特例対象事業者」という。が、新型コロナウイルス感染症等の影響により、その収入の著しい減少があった期間内の日を含む課税期間(同法第十九条第一項に規定する課税期間)同法第十九条第一項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。)をいう。以下この条において同じ。(以下この条において「特定課税期間」という。)以後の課税期間につき同法第九条第四項の規定の適用を受けることが必要となつた場合において、同項の規定の適用を受けることについてその納税地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該特例対象事業者は同項の規定による届出書(以下この条において「届出書」という。下同)をその適用を受けようとする課税期間の初日の前日(当該課税期間が同項に規定する事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間であつて、かつ、第七項の申請書が当該課税期間の末日の翌日以後に提出された場合には、当該課税期間の末日)に当該税務署長に提出したものとみなして、同条第四項の規定を適用する。

いては、同条第六項及び第七項の規定は、適用しない。

3 消費税法第九条第四項の規定による届出書を提出していた特例対象事業者が、新型コロナウイルス感染症等の影響により、特定課税期間以後の課税期間(当該届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間に限る。)につき同項の規定の適用を受けることをやめることが必要となつた場合において、同項の規定の適用を受けることをやめることについてその納税地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該特例対象事業者は同条第五項の規定による届出書をその適用を受けることをやめようとする課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなして、同条第八項の規定を適用する。この場合においては、同条第六項及び第七項の規定は、適用しない。

4 消費税法第十二条の二第一項に規定する新設法人又は同法第十二条の三第一項に規定する特定新設立法人に該当する特例対象事業者が、新型コロナウイルス感染症等の影響により、特定課税期間以後の課税期間につき同法第十二条の二第二項(同法第十二条の三第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用を受けないことが必要となつた場合において、同法第十二条の二第二項の規定の適用を受けないことについてその納税地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該特定課税期間以後の課税期間については、同項の規定は、適用しない。

5 特定課税期間の初日以後二年を経過する日の属する課税期間までの課税期間において高額特定資産の仕入れ等を行つた場合(消費税法第十二条の四第一項に規定する高額特定資産の仕入れ等を行つた場合をいう。以下この項において同じ。)に該当することとなつた特例対象事業者が、新型コロナウイルス感染症等の影響により、特定課税期間以後の課税期間につき同条第一項の規定の適用を受けないことが必要となつ

た場合において、同項の規定の適用を受けないことについてその納税地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該特定課税期間以後の課税期間(当該高額特定資産の仕入れ等を行つた場合に該当することにより消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間に限る。)については、同項の規定は、適用しない。

6 特定課税期間の初日以後二年を経過する日の属する課税期間までの課税期間において消費税法第十二条の四第一項に規定する高額特定資産である同法第二条第一項第十五号に規定する棚卸資産若しくは同項第十一号に規定する調整対象自己建設高額資産について同法第三十六条第一項又は第三項の規定の適用を受けることとなつた場合(以下この項及び次項第五号において「高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなつた場合」という。)に該当することとなつた特例対象事業者が、新型コロナウイルス感染症等の影響により、特定課税期間以後の課税期間につき同法第十二条の四第二項の規定の適用を受けないことが必要となつた場合において、同項の規定の適用を受けないことについてその納税地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該特定課税期間以後の課税期間(当該高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなつた場合に該当することにより消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間に限る。)については、同項の規定は、適用しない。

7 第一項又は第三項から前項までの承認を受けようとする特例対象事業者は、これらの承認を受けることが必要となつた事情その他財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、次の各号に掲げる承認の区分に応じ当該各号に定める日又は期限までに、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 第一項の承認 特定課税期間の末日の翌日

から二月(当該特定課税期間が消費税法第二条第一項第三号に規定する個人事業者のその年の十二月三十一日の属する課税期間である場合には、三月)を経過する日

二 第三項の承認 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日
イ 特定課税期間から消費税法第九条第四項の規定の適用を受けることをやめようとする場合及び特定課税期間の末日が同項の届出書の提出により同項の規定の適用を受けることとなつた最初の課税期間の初日以後二年を経過する日(ロにおいて「二年経過日」という。)以後に到来し、当該特定課税期間の翌課税期間以後の課税期間から同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合 当該特定課税期間に係る同法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期

限
ロ イに掲げる場合以外の場合 二年経過日の属する課税期間の末日と消費税法第九条第四項の規定の適用を受けることをやめようとする課税期間の末日とのいずれか早い日
三 第四項の承認 特定課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限と当該特例対象事業者の同法第十二条の二第二項又は第十二条の三第三項に規定する基準期間がない事業年度のうち最後の事業年度終了の日とのいずれか遅い日
四 第五項の承認 特定課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限と高額特定資産の仕入れ等の日(同法第十二条の四第一項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日)をいう。)の属する課税期間の末日とのいずれか遅い日
五 前項の承認 特定課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限と高額特定資産に係る棚卸資産の調整を受けることとなつた場合に該当すること

から二月(当該特定課税期間が消費税法第二条第一項第三号に規定する個人事業者のその年の十二月三十一日の属する課税期間である場合には、三月)を経過する日
二 第三項の承認 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日
イ 特定課税期間から消費税法第九条第四項の規定の適用を受けることをやめようとする場合及び特定課税期間の末日が同項の届出書の提出により同項の規定の適用を受けることとなつた最初の課税期間の初日以後二年を経過する日(ロにおいて「二年経過日」という。)以後に到来し、当該特定課税期間の翌課税期間以後の課税期間から同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合 当該特定課税期間に係る同法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期
限
ロ イに掲げる場合以外の場合 二年経過日の属する課税期間の末日と消費税法第九条第四項の規定の適用を受けることをやめようとする課税期間の末日とのいずれか早い日
三 第四項の承認 特定課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限と当該特例対象事業者の同法第十二条の二第二項又は第十二条の三第三項に規定する基準期間がない事業年度のうち最後の事業年度終了の日とのいずれか遅い日
四 第五項の承認 特定課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限と高額特定資産の仕入れ等の日(同法第十二条の四第一項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日)をいう。)の属する課税期間の末日とのいずれか遅い日
五 前項の承認 特定課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限と高額特定資産に係る棚卸資産の調整を受けることとなつた場合に該当すること

なつた日の属する課税期間の末日とのいずれか遅い日

8 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないとき、その申請を却下する。

9 税務署長は、第七項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした特例対象事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

10 第七項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る特定課税期間の末日の翌日から二月を経過する日までに承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものとみなす。ただし、当該申請書の提出の日がその申請に係る特定課税期間の末日の翌日以後となつた場合は、この限りでない。

11 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税)
第十一条 公的貸付機関等(地方公共団体又は株式会社日本政策金融公庫その他政令で定める者をいう。以下この項において同じ。)が新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して当該影響を受けたことを条件として行う金銭の貸付け(当該公的貸付機関等が行う他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付けとして政令で定めるものに限る。)に係る消費貸借契約書(印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別表第一第一号の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書をいう。以下この条において同じ。)のうち、特定日(印紙税を課さないこととする消費貸借契約書の作成の期日として政令で定める日)をいう。次項において同じ。)までに作成されるものについては、印紙税を課さない。

2 金融機関(銀行その他の資金の貸付けを業として行う金融機関として政令で定めるものをい

う。以下この項において同じ。)が新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して当該影響を受けたことを条件として行う金銭の貸付け(当該金融機関が行う他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付けとして政令で定めるものに限る。)に係る消費貸借契約書であつて政令で定めるもののうち、特定日までに作成されるものについては、印紙税を課さない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 この法律の特例に関する経過措置(納税の猶予の特例に関する経過措置)

この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から二月を経過した日前に納付すべき国税については、第三条第一項の表国税通則法第四十六条第一項の項中「その国税の納期限(納税の告知がされていない源泉徴収等による国税については、その法定納期限。以下この項(各号を除く。)において同じ。)内」とあるのは、「同法の施行の日から二月を経過する日」と、その国税の納期限後にされた申請を含む。)に基づき、その納期限(納税の告知がされていない源泉徴収等による国税については、その法定納期限)として、同条第一項の規定を適用する。(指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除の特例に関する経過措置)

第三条 個人が、第五条第四項に規定する指定行事の同条第一項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の行使を令和二年二月一日から政令で定める日までの間に行使した場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しを受けた者に対して政令で定める期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金

の支出を同項又は同条第三項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄と、当該支出をした寄附金の額を同条第二項又は第五項に規定する放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、同条の規定を適用することができる。

(大規模法人等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付に関する経過措置)

第四条 第七条に規定する各事業年度(清算中に終了する事業年度を除く。)分の法人税につき法人税法第二十一条に規定する確定申告書を令和二年七月一日前に提出した法人(租税特別措置法第六十六条の十二第一号から第三号までに掲げる法人を除く。)の当該各事業年度において生じた第七条に規定する欠損金額に係る法人税法第八十条第一項並びに第四百四十四条の十三第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該確定申告書の提出と同時に」とあるのは、「令和二年七月三十一日まで」とする。

(大規模法人等以外の連結親法人の連結欠損金の繰戻しによる還付に関する経過措置)

第五条 第八条に規定する各連結事業年度分の法人税につき法人税法第二十一条に規定する連結確定申告書を令和二年七月一日前に提出した第八条に規定する連結親法人(租税特別措置法第六十八条の九十七各号に掲げるものを除く。)の当該各連結事業年度において生じた第八条に規定する連結欠損金額に係る法人税法第八十一条の三十一第一項の規定の適用については、同項中「当該連結確定申告書の提出と同時に」とあるのは、「令和二年七月三十一日まで」とする。

(印紙税の特例に関する経過措置)

第六条 第十一条の規定により印紙税を課さないこととされる同条第一項又は第二項に規定する消費貸借契約書で施行日の前日までに作成されたものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、当該納

付された印紙税を印紙税法第十四条第一項の過誤納金とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、当該過誤納金に係る同条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

理由

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るため、国税通則法その他の国税関係法律の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。